

## 第4章

### 施策の展開



## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 地域ネットワークの強化

地域の課題が多様化していく中で、様々な主体が連携して地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが求められています。そのためには、地域のニーズや地域資源、地域の抱える課題を把握することが必要なことから、様々な主体間の情報共有及び連携を強化します。

また、地域で生活する高齢者が抱える問題や不安を解決できるよう、気軽に相談できる体制や身近な地域における見守り体制の充実を図ります。

#### <成果指標>

目指す姿	評価指標	現状値	目標値
		第8期計画	第9期計画
地域課題を把握し、解決に向けた取組を実施している。	地域包括ケアシステム推進協議会における方針決定数	—	2件以上/年
包括的な相談支援を受けられる環境が整備されている。	地域包括支援センターの認知度	—	新規調査のため未設定
	何かあったときに相談する相手がいない人の割合	35.7%	割合の減少
社会資源を活用した見守りにより、地域で暮らすことができる。	高齢単身・高齢夫婦世帯で安心して在宅生活を続けている人の割合	—	新規調査のため未設定
	見守りサービスを知っていれば利用していた人の割合	—	新規調査のため未設定

#### 施策1 地域課題解決体制の深化

#### — 重点 —

##### 地域ケア会議の機能強化

担当：高齢介護課

- 個別課題に対して多様な職種で意見交換を行い、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう検討する個別の地域ケア会議を実施し、課題解決能力を強化します。
- 圏域ごとの地域ケア会議や生活支援コーディネーターが開催する協議体の会議で把握した全市的な地域課題は、地域包括ケアシステム推進協議会（市レベルの地域ケア会議）において、政策反映に向けた検討を行います。

## 地域包括支援センターの効果的な運営

担当：高齢介護課

- 高齢化の進展に伴い増加する多様なニーズに、適切かつ効率的に対応する体制を整えるため、介護予防ケアプランの作成や総合相談窓口機能などの役割を担う地域包括支援センターの負担軽減を図ります。
- 地域の高齢者保健福祉としての機能を強化するため、地域包括支援センターにおける保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の三職種以外の専門職（理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士等）や事務職等の配置を検討します。

## 生活支援コーディネーターの活動の強化

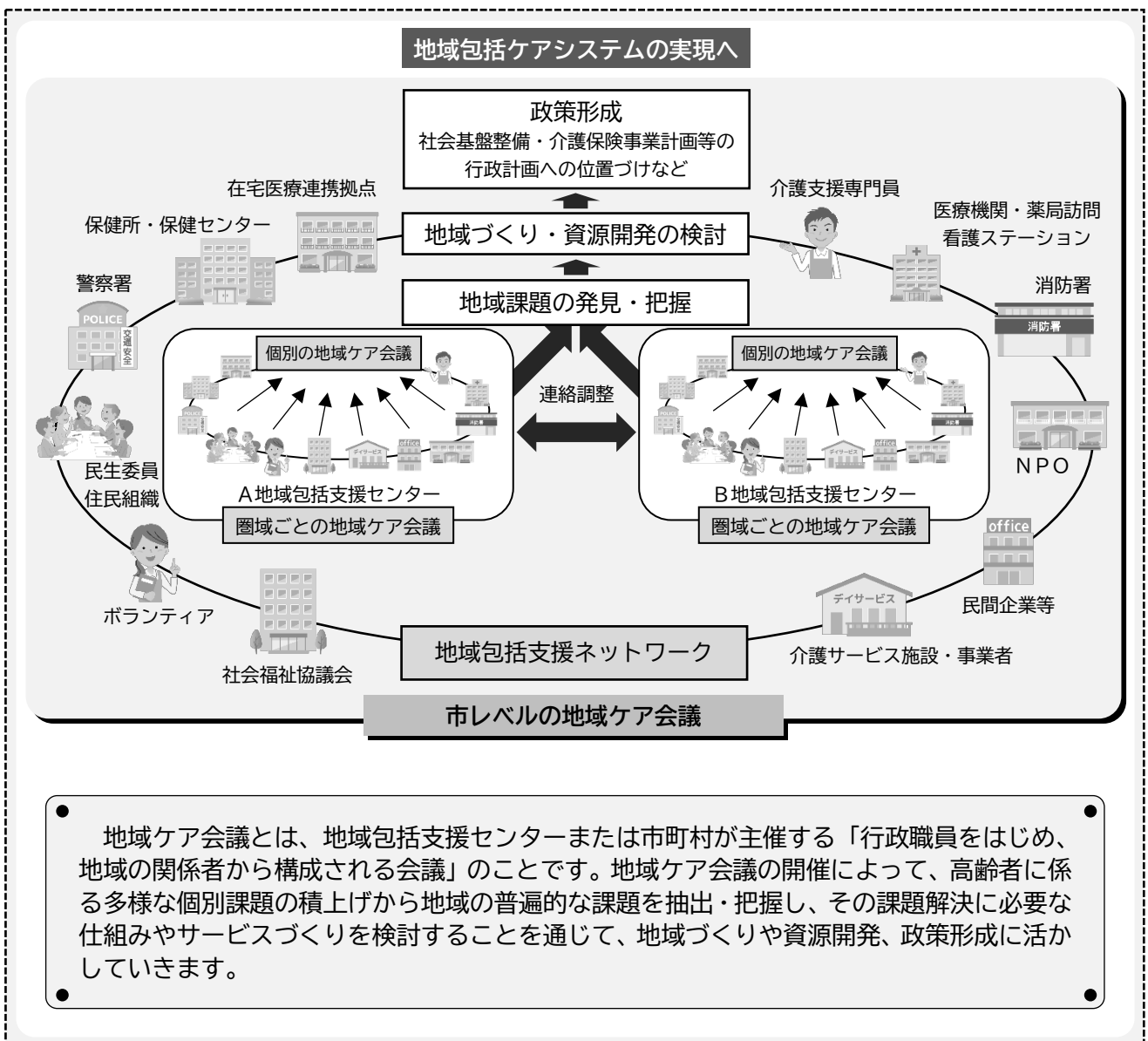
担当：高齢介護課

- 各圏域で互助を基本とした生活支援サービスが創出され定着するよう、生活支援コーディネーターを通じて市全域における社会資源の掘り起こしや多世代と連携した高齢者の社会参加支援、生活課題やニーズを把握するための地域分析等を行い、新たな主体の発掘や、地域人材と社会資源のマッチング機能を強化します。
- 圏域ごとの生活支援コーディネーターが開催する協議体の会議（生活支援体制整備報告会）にて、地域の現状を共有し、多様なサービス提供主体間の情報共有及び連携を強化します。

### <活動指標>

評価指標	現状値	目標値
	令和4年度	令和8年度
地域ケア会議開催回数	32回	維持
地域包括支援センターが作成するケアプランの割合	77%	減少
生活支援体制整備報告会開催回数	39回	維持

■本市における地域ケア会議の構造



● 地域ケア会議とは、地域包括支援センターまたは市町村が主催する「行政職員をはじめ、地域の関係者から構成される会議」のことです。地域ケア会議の開催によって、高齢者に係る多様な個別課題の積上げから地域の普遍的な課題を抽出・把握し、その課題解決に必要な仕組みやサービスづくりを検討することを通じて、地域づくりや資源開発、政策形成に活かしていきます。

施策2 相談体制の充実

高齢者の総合相談窓口機能の強化

担当：高齢介護課

○地域包括支援センターにおける相談体制の充実を図るとともに、市民に身近な相談場所であることを広報誌等により周知するなどし、ニーズに柔軟に対応できるような機能強化を図っていきます。

## 身近な相談窓口との連携

担当：高齢介護課

○地域の相談を受ける社会福祉協議会や民生委員との連携・協働を引き続き進めていきます。

### <活動指標>

評価指標	現状値	目標値
	令和4年度	令和8年度
地域包括支援センターの相談受件数	59,495件	増加
地域包括支援センターの事業評価（総合相談支援）における全国平均値以上の割合	7割	10割
広報や市ホームページ、民生委員協議会への周知の件数	142件	増加

## 施策3 見守り体制の充実

### 見守り対象となる高齢者の把握

担当：高齢介護課

○見守りの必要性が高い65歳以上の単身高齢者や75歳以上の高齢者のみ世帯を把握するために、民生委員の協力を得て、高齢者世帯実態調査を行うとともに、今後も増加する対象者を適切に把握します。

### 社会資源を活用した見守り活動の促進

担当：福祉総務課、高齢介護課

○地域における高齢者の見守りは、民生委員、自治会及びボランティアのほか、民間サービス（配食サービスなど）や通いの場など多様な主体が担っており、今後も関係機関・団体と円滑な連携を図ります。

○上尾市社会福祉協議会が実施する見守り協力員による見守り活動を支援するため、広報誌等でPRを継続して行います。

### 見守りサービスの提供

担当：高齢介護課、西貝塚環境センター

○ICTを活用した24時間体制の見守りサービスに対する支援を行うとともに、利用者数の増加につながるよう周知に努めます。

○ごみを集積所まで持ち出すことが困難な高齢者世帯等を対象に、ごみ・資源物を個別に収集する「ふれあい収集」を行い、希望者には声かけと安否確認を実施します。

## &lt;活動指標&gt;

評価指標	現状値	目標値
	令和4年度	令和8年度
高齢者世帯実態調査の実施回数	2回	維持
上尾市見守りネットワークの登録事業所数	158事業所	増加
24時間体制の見守りサービスの利用者数	4人※	増加

※令和5年度からの新規事業のため令和5年10月1日現在の値

## ■本市における高齢者の見守りのイメージ



## 基本目標2 生きがいの創出

高齢者が地域社会から孤立せず、住み慣れた地域の中で生きがいをもって生活していくためには、趣味や就労などの場や機会に恵まれていることが重要です。高齢者が生きがいづくりに取り組むことができるよう、高齢者の活動意欲を高め、人との交流や地域活動への参加を促進するとともに、生きがいづくりや就労の場など、機会の充実を図ります。

また、敬老関係事業の実施にあたっては、実施方法やあり方を検討しつつ、さらなる福祉の増進を図ります。

### <成果指標>

目指す姿	評価指標	現状値	目標値
		第8期計画	第9期計画
趣味活動等につながる機会や場を提供することで、高齢者が生きがいを持って暮らしている。	生きがいがある高齢者の割合	51.9%	割合の上昇
社会参加を希望する高齢者が、自身の希望に合った活動ができている。	就労を希望する高齢者が就労している割合	—	新規調査のため未設定
多年にわたり社会の発展に寄与してきた者に対して、長寿を尊び祝う取組を実施している。	長寿を尊び祝う取組の実施	実施	実施

### 施策1 生きがい活動の支援

#### 教養娯楽機会の創出

担当：高齢介護課、生涯学習課

- 公民館において、高齢者も参加できる多様な教養・娯楽・レクリエーションの機会を引き続き実施します。
- デジタル化の恩恵を高齢者も享受できるように、デジタル・ディバイドの解消に向けた取組を実施します。



## 外出機会の創出

担当：高齢介護課

- 高齢者優待事業などを通じて、希望に合った外出機会を創出することで、運動機能の維持・向上を図るとともに、地域交流を促します。
- 老人福祉センターにおいて実施する教養娯楽や健康相談、レクリエーション活動等を通じて、外出機会を創出するとともに、仲間づくりやボランティア活動の支援によって、社会参加の機会の創出に努めます。

### <活動指標>

評価指標	現状値	目標値
	令和4年度	令和8年度
高齢者向けのデジタル・ディバイド解消を目的とした講座の開催	—	実施
高齢者優待カード協力店舗数	46店舗※	増加

※令和5年度からの新規事業のため令和5年10月1日現在の値

## 施策2 社会参加の支援

### — 重点 —

### 多様な社会参加の支援

担当：高齢介護課、商工課

- シルバー人材センターやハローワークとの連携強化等により、高齢者の希望に合った働き方や社会参加を提供する機会の創出に努めます。
- 就労的活動支援事業の取組に向けた検討を行います。
- 多様な介護予防活動ニーズに対応するため、生活支援体制整備事業等において、地域に根差した活動を行う市民団体やボランティア団体などの新たな担い手の発掘を進めるとともに、必要な支援を行います。

### 社会参加に関する情報発信

担当：高齢介護課、商工課

- 人生100年時代における、定年退職後の社会参加の需要に応えるために、多様な働き方や活動の周知に努めます。

### <活動指標>

評価指標	現状値	目標値
	令和4年度	令和8年度
上尾市ふるさとハローワークにおける就職件数（55歳以上）	323件	増加
広報や市ホームページによる社会参加に関する周知の取組	実施	実施の強化

### 施策3 敬老事業の継続

#### 敬老意識の醸成

担当：青少年課、指導課

○青少年活動や学校活動等による交流を通じて、長寿社会への認識と理解を深めます。

#### 敬老祝金・敬老事業交付金の交付

担当：高齢介護課

○長寿を祝し、生きがいを創出する取組として、一定の年齢に達した高齢者に対して、敬老祝金を交付するほか、敬老事業（敬老会等）については、実施方法やあり方を検討しながら、実施団体（自治会など）を支援します。

#### 金婚式・ダイヤモンド婚式の開催

担当：高齢介護課

○結婚 50 周年、60 周年を迎える夫婦の長寿と健康を祝うため、金婚式・ダイヤモンド婚式を開催します。

#### <活動指標>

評価指標	現状値	目標値
	令和4年度	令和8年度
青少年活動における交流回数	2回	維持
敬老事業に対する支援	実施	実施
金婚式・ダイヤモンド婚式の開催	実施	実施

## 基本目標3 介護予防の推進

高齢者がいつまでもいきいきと元気に人生を送ることができるように、高齢者の介護予防や健康に対する意識を高め、早い段階から取組を促すとともに、できるだけ多くの高齢者が本人による取組である「自助」を十分に機能させ、自立した生活を継続できるよう、介護予防・健康づくりの環境を整備します。

また、地域の介護予防活動を継続して行うために、活動の中心となり、企画、運営、サポートなどを行う担い手確保の取組も推進します。

### <成果指標>

目指す姿	評価指標	現状値	目標値
		第8期計画	第9期計画
高齢者が自立した日常生活を継続できている。	初めて要介護（支援）認定を受けた人の平均年齢	80.8歳	平均年齢の上昇
介護予防について関心を持ち、知識を得ることができている。	自主的に介護予防活動を実施している人の割合	24.6%	割合の上昇
地域において、自主的な介護予防活動が実施されている。	いきいきクラブや通いの場（カフェ・サロンやアッピー元気体操）など、身近な地域での自主的な活動に参加している人の割合	20.9%	割合の上昇
自身の健康に関心を持ち、健康づくりを自主的に行っている。	健康状態不明の後期高齢者の割合	1.83%	割合の減少
	口腔機能低下のリスク該当者の全体平均	22.6%	割合の減少

### 施策1 介護予防サービスの利用促進

#### 介護予防の普及啓発

担当：高齢介護課

- 幅広い年代や地域の人を対象に、元気なうちから介護予防について正しく理解し、自身の介護予防の取組につなげられるよう、介護予防活動の普及啓発（情報発信）を行います。
- 介護予防に関する知識や取組を普及啓発するため、介護予防教室や料理教室等の各種教室を開催します。
- 通いの場づくりにつながるイベント等を開催し、多様な介護予防活動を普及啓発します。

## リハビリテーション提供体制の構築

担当：高齢介護課

○住民主体の通いの場へのリハビリテーション専門職の派遣（出張はつらつ教室）や地域ケア会議へのリハビリテーション専門職の参加等を通じて、元の生活に戻れることを目指した機能回復や日常生活の自立促進に努めます。

### <活動指標>

評価指標	現状値	目標値
	令和4年度	令和8年度
市や地域包括支援センターが主催する介護予防教室の開催回数	13回	維持
リハビリテーション専門職の出張はつらつ教室講師派遣件数	9件	増加

## 施策2 地域による介護予防活動の推進

— 重点 —

### 多様な主体による介護予防活動の支援

担当：高齢介護課

- 住民主体で、介護予防に資する活動を行っている通いの場に対して、円滑な運営が継続できるよう支援します。
- 地域住民やボランティア、NPO、社会福祉法人等による生活支援サービスの提供体制の構築に努めます。

### ■通いの場とは

## コラム

通いの場とは、地域の住民同士が気軽に集い、一緒に活動内容を企画し、ふれあいを通して「生きがいつくり」「仲間づくり」の輪を広げる場所です。地域の介護予防の拠点となる場所でもあります。

例えば、高齢者が主体的に開催している体操グループや、定期的で開催しているサロン活動などは、「通いの場」といえます。さらには、喫茶店での常連同士の関係性や犬の散歩などの顔なじみ同士の関係性も、広い意味では通いの場といわれています。

地域の高齢者が毎日をいきいきと健康に過ごすための場所である「通いの場」は、介護予防・認知症予防にもつながる重要な取組として、本市は普及を進めています。



アップピー元気体操



いきいきクラブの活動

## 通いの場の把握と見える化

担当：高齢介護課、市民協働推進課、市民活動支援センター、生涯学習課

- 多様な社会参加の場につなげるため、生活支援体制整備事業等において、生涯学習部門や市民活動推進部門等と連携し、サークルやボランティア団体、NPO等が主体となる通いの場の把握に努めます。
- 把握した通いの場について、見える化に取り組みます。

## 新たな担い手の発掘

担当：高齢介護課

- 多様な介護予防活動ニーズに対応するため、生活支援体制整備事業等において、地域に根差した活動を行う市民団体やボランティア団体などの新たな担い手の発掘を進めるとともに、必要な支援を行います。【再掲】

### <活動指標>

評価指標	現状値	目標値
	令和4年度	令和8年度
住民主体で高齢者の生活支援を実施する団体数	3団体	増加
通いの場の把握数	255団体	増加
生活支援体制整備事業における担い手の発掘	—	実施

## 施策3 健康づくりの推進

### 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進

担当：高齢介護課、健康増進課、保険年金課

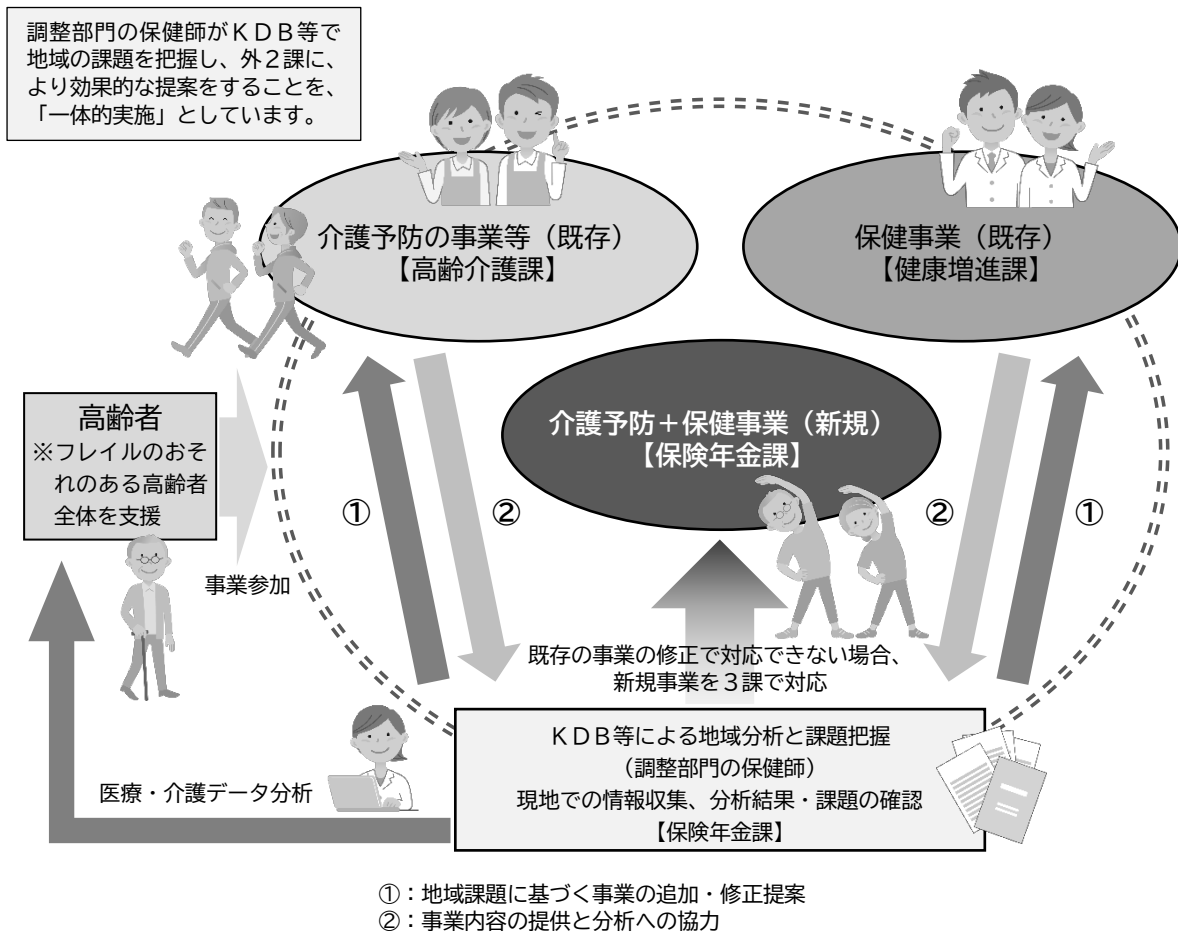
- KDB（国保データベース）システム等を活用し、健診や医療受診、介護等の情報から見える地域の健康課題を分析し、支援が必要な対象者を把握します。
- 分析結果をもとに、低栄養や筋力低下、口腔機能低下等フレイル状態にある高齢者や健康状態が不明な高齢者へ、医療専門職による個別的支援（ハイリスクアプローチ）と通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）を行います。

### 健診等の推進

担当：健康増進課、保険年金課

- 生活習慣病の早期発見や重症化予防のため、特定健診や後期高齢者健診、がん検診等の受診を推進していきます。
- 特定健診の結果に応じた特定保健指導の実施、健康づくりに関する教育・相談の実施等により健康寿命の延伸や生活の質の向上を目指します。

■保健事業と介護予防の一体的な実施のイメージ図



歯・口腔の健康

担当：高齢介護課、健康増進課、保険年金課

- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進の事業として、口腔機能低下リスクがある者に対して、ポピュレーションアプローチ・ハイリスクアプローチの両面から、オーラルフレイル対策を行います。
- 出張はつらつ教室において、歯科衛生士を通いの場に派遣し、口腔予防ケアの重要性の普及啓発等に努めます。
- 基本チェックリストにて、口腔リスクがあると判定された対象者に対して、適切なサービスを提供できる体制づくりを検討します。

## 低栄養の予防・改善

担当：高齢介護課、健康増進課、保険年金課

- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進の事業として、加齢や生活環境などの要因により、低栄養状態に陥ることを防ぐため、地域の通いの場等を対象とした栄養講座や個別の栄養指導を実施します。
- 低栄養の予防・改善や生活支援、介護予防の推進を目的とした機会の提供を行います。
- 出張はつらつ教室において、栄養士を通いの場に派遣し、低栄養の改善に向けた取組に努めます。
- 基本チェックリストにて、低栄養リスクがあると判定された対象者に対して、適切なサービスを提供できるよう努めます。

### <活動指標>

評価指標	現状値	目標値
	令和4年度	令和8年度
一体的実施事業におけるフレイル予防講座等実施回数	9回	増加
特定健診の受診率	45.1%	割合の上昇
後期高齢者健診の受診率	45.1%	割合の上昇
出張はつらつ教室の栄養士・歯科衛生士の派遣回数	1回	増加

## 基本目標4 在宅生活支援の充実

身体機能や認知機能が低下している高齢者や、身寄りがなく人との関わりが少ない高齢者、医療ニーズを抱える高齢者など、日常生活や災害等緊急時において何らかの支援・援助が必要な高齢者が、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、それぞれの生活ニーズにあった支援が提供できる体制を整備します。

また、ケアラー（介護者）においては、老老介護やダブルケア、18歳未満の人が家族等の介護・援助を行うヤングケアラーの問題など、様々な課題を抱える中、介護に係る負担軽減や、ケアラー自身に目を向けた取組を推進します。

### <成果指標>

目指す姿	評価指標	現状値	目標値
		第8期計画	第9期計画
多様な住まいが確保されている。	住まいに不安を感じている人の割合	—	新規調査のため未設定
日常的な移動の手段が確保されている。	日常的な移動に不自由を感じている人の割合	—	新規調査のため未設定
在宅生活支援サービス体制を整備することで、在宅生活を継続できている。	要介護（支援）者のうち在宅生活を継続できている人の割合	79.2%	割合の上昇
	市独自の在宅生活支援サービスがあることで、在宅生活の維持につながっている人の割合	—	新規調査のため未設定
医療職・介護職・行政との連携が円滑であり、在宅生活が継続できている。	入退院支援ルールについて知っている人の割合	—	新規調査のため未設定
災害や感染症など、いつ発生するか予測できない事態に備えた対策が整っている。	要配慮者の在宅介護者のうち、災害時の避難行動を認識している人の割合	—	新規調査のため未設定
	災害対策や感染症対策の計画・体制が整っている事業所の割合	—	新規調査のため未設定



## 施策1 住まい・移動の支援

### 住まいの支援

担当：高齢介護課、都市計画課

- サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホームは、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、適切なサービス提供体制が確保されているか、検査等によって実態把握に努めます。
- 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅（セーフティネット住宅）について情報提供を行います。
- 家庭環境及び経済的理由等で、在宅生活が困難となっている高齢者を支援するため、養護老人ホームの機能保全に努めます。

### 移動（外出）支援

担当：高齢介護課、交通防犯課

- 高齢化に伴う移動困難者の外出を、地域で支える取組を引き続き支援するとともに、新たな仕組みの構築に向けて検討を進めます。
- 市内循環バス「ぐるっとくん」の利便性向上のため、増車、増便による運行見直しや、利用推進に向けた取組を実施します。

#### <活動指標>

評価指標	現状値	目標値
	令和4年度	令和8年度
サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホームにおける検査	—	検査の実施
移動支援を行う地域団体の団体数	2団体	増加

## 施策2 在宅生活高齢者・家族介護者に対する支援

### 在宅生活高齢者に対する支援

担当：高齢介護課

- 高齢者が安心して在宅生活を送れるように、緊急通報システムや日常生活用具給付などの市独自の高齢者福祉サービスを引き続き提供するとともに、サービスの周知に努めます。
- 要介護状態になっても在宅で暮らす高齢者に対して、手当の支給や紙おむつ購入費用を一部補助します。

## 家族介護者の介護負担軽減

担当：高齢介護課

- 認知症による徘徊行動がある人を在宅で介護する者の負担を軽減するため、徘徊高齢者等の探索サービスを提供するとともに、サービスの周知に努めます。
- 在宅介護者の日常生活の負担軽減を図るため、在宅で暮らす高齢者を介護する者に対して慰労金を支給します。
- 要介護（支援）者を在宅で介護している家族に対し、必要な介護知識・技術を習得することを目的に、家族介護教室を開催します。

## 家族介護者に対する支援

担当：子ども家庭総合支援センター、高齢介護課、商工課

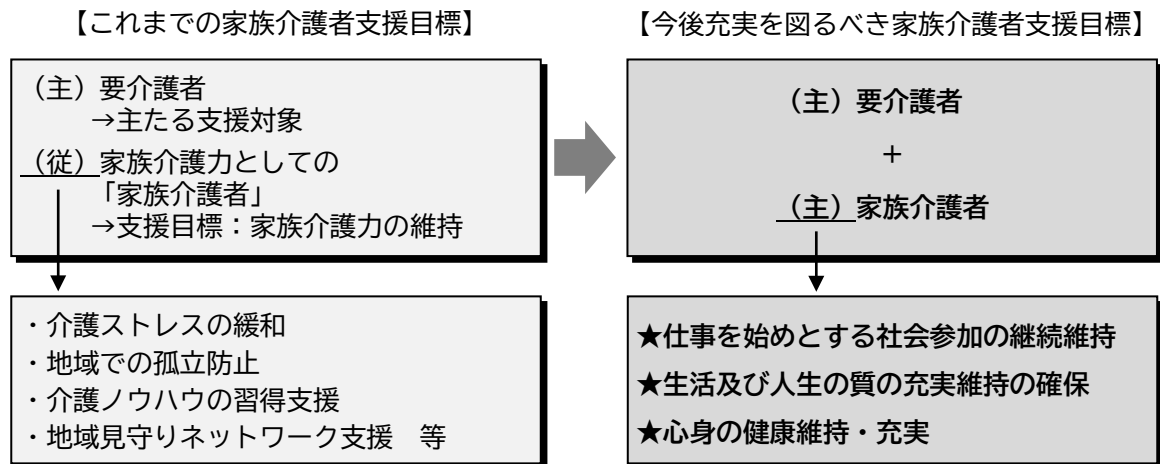
- 厚生労働省が取り組んでいる「介護休業制度」や類似事業について、市ホームページ等を活用した普及啓発を行い、職場環境の改善及び介護離職の防止を図ります。
- ヤングケアラー・若者ケアラーをはじめ、家族介護者は自分自身の問題に気付いていない場合があるため、「気づき」を促す取組を実施していきます。
- ヤングケアラー・若者ケアラーや介護家族会のニーズの変化など、時代の変化に則した家族介護者に対する支援のあり方を検討していきます。
- 地域包括支援センターにおける相談体制の充実を図るとともに、市民に身近な相談場所であることを広報誌等により周知するなどし、ニーズに柔軟に対応できるような機能強化を図っていきます。【再掲】

### <活動指標>

評価指標	現状値	目標値
	令和4年度	令和8年度
緊急通報システム延べ利用者数	3,973人	増加
徘徊高齢者探索サービス延べ利用者数	257人	増加
家族介護者を対象とした事業の実施回数	18回	増加
ヤングケアラー・若者ケアラー支援に関する研修会の開催回数	1回	増加

## ■ケアラーに対する考え方の変化

## コ | ラ | ム



出典：厚生労働省「市町村・地域包括支援センターによる家族介護者支援マニュアル ～介護者本人の人生の支援」  
(平成30年3月)を基に作成

高齢者が望む生活、自立した生活を送るためには、世帯の一員である家族介護者が抱える課題にも目を向けることが大切です。これまでは、家族が行う「介護」そのものに対する支援が中心でしたが、「ニッポン一億総活躍プラン（2016）」にて、家族介護者自身の生活・人生の質の向上を支援する視点が加えられました。今般、国が示す基本方針においても、“ヤングケアラーも含めた家庭における介護の負担軽減のための取組を進めることが重要”としており、家族介護者の人生も支援する取組がますます重要となっています。

### 施策3 在宅医療・介護連携の推進

### 重点

#### 在宅における医療・介護の普及推進

担当：高齢介護課

- 高齢者や家族が、在宅医療と介護の連携について理解し、必要なサービスを自身で選択できるよう、市民向け講演会の開催やわたしノートを配布することで、普及啓発を実施します。

## 在宅医療・介護サービスの情報共有や連携強化

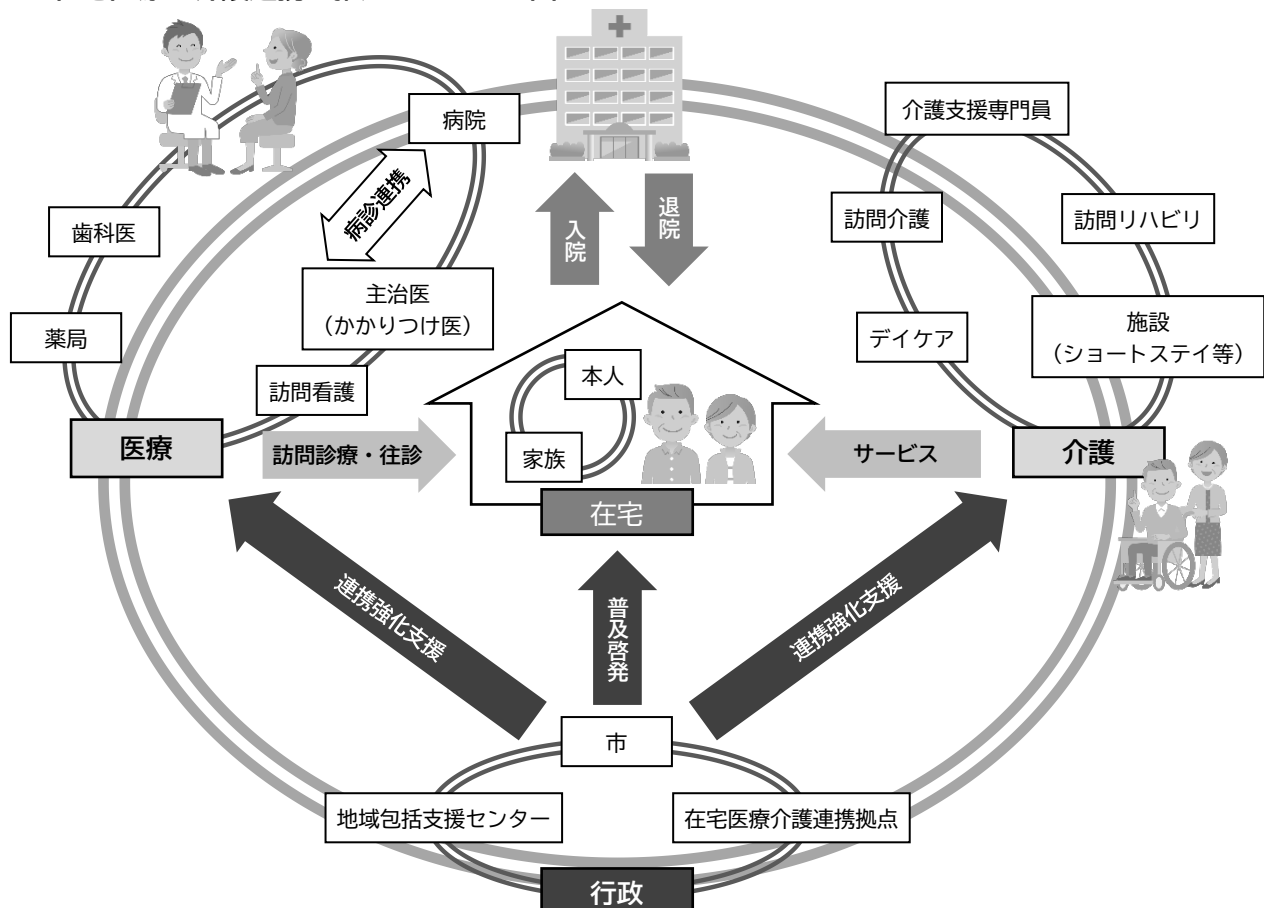
担当：高齢介護課

- 在宅医療の4つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）における状態の変化等に応じ、医療・介護関係者が速やかに情報共有を図る体制を整えるため、入退院支援ルールを普及し、情報共有において医療・介護職が共通認識を持てるよう取り組みます。
- 「上尾市医師会在宅医療連携支援センター」において、医療・介護関係者からの在宅医療に関する相談受付や情報提供を実施することで、連携の強化を目指します。
- 上尾市医師会、居宅介護支援事業所等と連携し、多職種によるグループワーク等の研修を実施します。

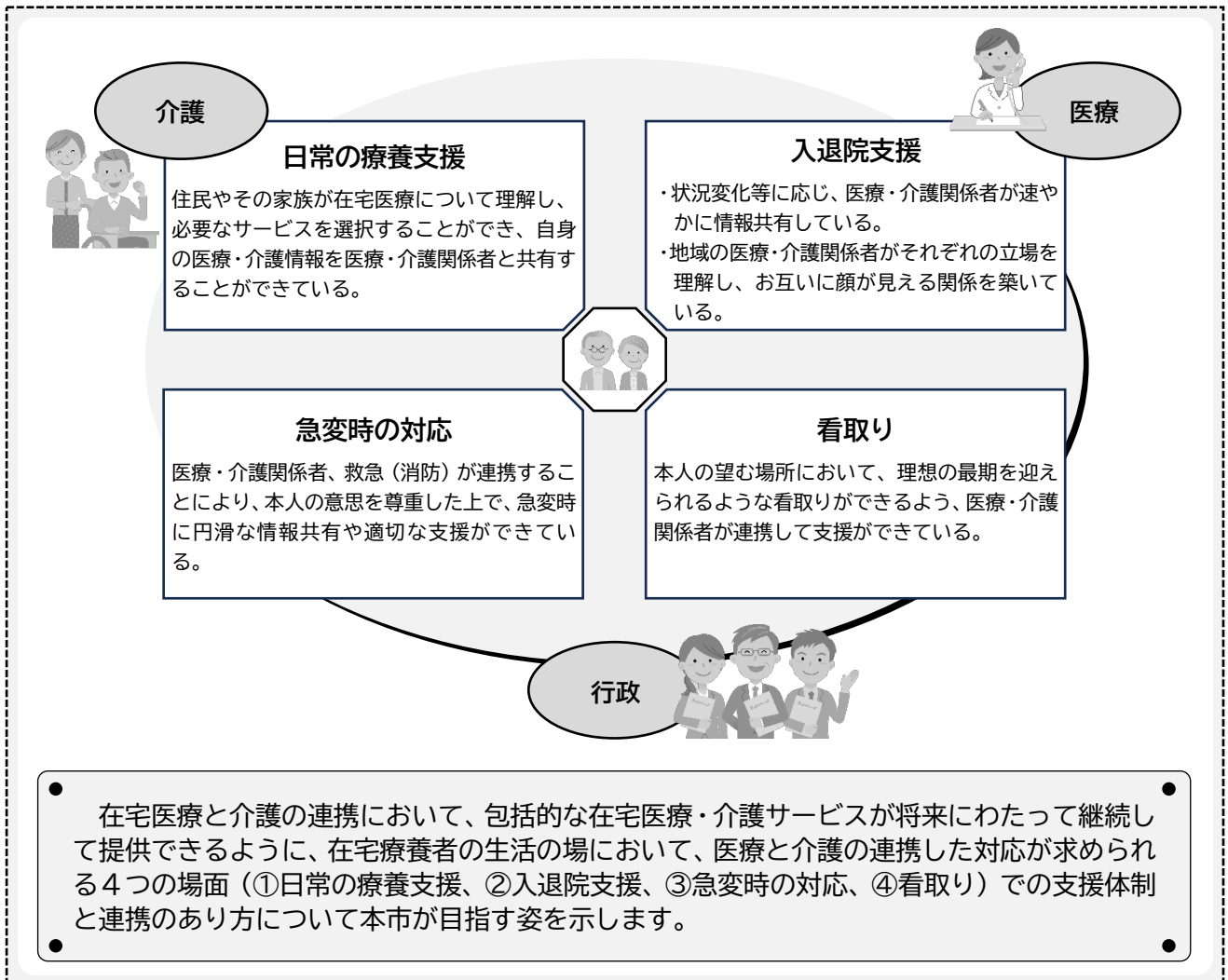
### <活動指標>

評価指標	現状値	目標値
	令和4年度	令和8年度
市民向け講座等の開催回数	1回	増加
わたしノートの配布数	1,495部	増加
多職種によるグループワーク等の研修の実施回数	1回	維持

### ■在宅医療・介護連携の推進のイメージ図



■ 4つの場面における目指すべき姿



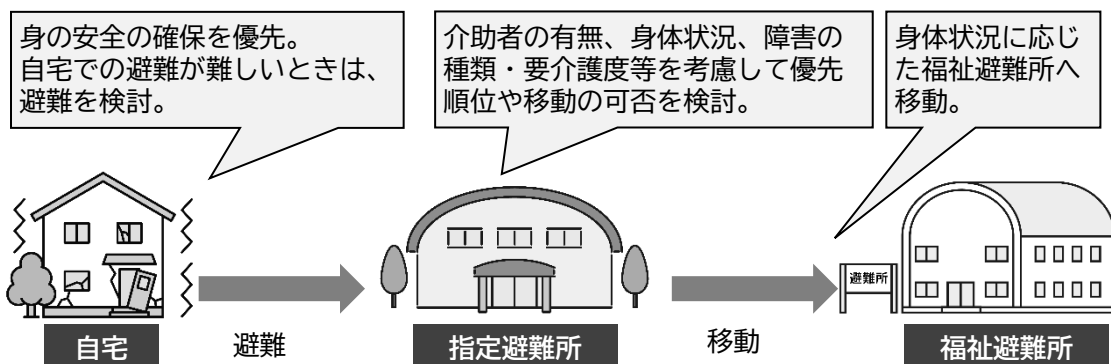
## 施策4 災害や感染症対策の体制整備

### 災害に対する備えの充実

担当：危機管理防災課、高齢介護課

- 災害発生時に、スムーズに安全な避難場所へ誘導できる体制を整えるため、避難行動要支援者（要介護認定者等）の名簿を作成し、同意があった者の情報を、避難を支援する避難支援等関係者に提供し、災害時の避難行動が円滑に進む体制づくりに努めます。
- 災害が発生した際に、通常の避難所では生活が困難となる避難行動要支援者に対し、専門的な支援や援護を一時的に行うため、市内の特別養護老人ホーム等との協定に基づき、「福祉避難所」として必要な資機材の備蓄を進めます。
- 水防法に規定する要配慮者利用施設の避難確保計画の策定及び訓練の実施を、引き続き促します。
- 災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者が円滑に避難できるように、個別避難計画の策定を順次進めます。
- 災害発生時に、介護事業所において必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築するため、事業継続計画（BCP）の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を引き続き促します。

#### ■福祉避難所利用のイメージ



## ■福祉避難所一覧

No.	事業所名	所在地
1	特別養護老人ホーム あげぼの	上野 567
2	特別養護老人ホーム 新生ホーム	平方領々家 224-1
3	特別養護老人ホーム 葺きの里	瓦葺 2143-2
4	特別養護老人ホーム パストーン浅間台	浅間台 2-17-1
5	介護老人福祉施設 しのめ	平塚 2141
6	介護老人福祉施設 ウェルハーネス上尾	向山 1-14-7
7	介護老人保健施設 ハーティハイム	平方 3147-3
8	介護老人保健施設 ふれあいの郷あげお	平方 1915
9	介護老人保健施設 エルサ上尾	藤波 3-265-1
10	介護老人保健施設 あげお愛友の里	西門前 636
11	上尾市西保健センター	春日 2-10-33
12	上尾市東保健センター	緑丘 2-1-27
13	総合福祉センター※	平塚 724
14	藤の郷あげお	二ツ宮 897-4
15	埼玉県社会福祉事業団あげお	平塚 820
16	介護老人福祉施設 上尾ほほえみの杜	畔吉 1341-1
17	特別養護老人ホーム 椋の木	平塚 322
18	放課後デイサービス きぼう	領家 102-7
19	すみれ事業所 主たる事業所	中妻 5-32-41
20	すみれ事業所 従たる事業所	本町 2-6-24
21	共同生活援助事業所 すみれ第3ホーム	泉台 2-17-13
22	共同生活援助事業所 すみれ第4ホーム	中妻 5-31-1
23	共同生活援助事業所 すみれ第5ホーム	中妻 5-31-1
24	大石事業所	藤波 1-209-2
25	上平事業所	菅谷 49-1
26	ふじ学園	藤波 1-208
27	一の郷(あげおむら)	二ツ宮 1071-3
28	労働と教育の場「雑草」	地頭方 438-6
29	領家グリーンゲイブルズ	領家 401-1
30	グリーンドア	緑丘 2-2-11
31	プラスハート	緑丘 1-3-19
32	アジール	上野 358-12

出典：上尾市危機管理防災課ホームページ(令和6年1月22日最終更新)

※令和6年3月から令和8年3月の期間は、改修工事につき利用不可

## 感染症に対する備えの充実

担当：高齢介護課

- 通いの場において、感染症が発生した場合にあっても、状況に配慮しつつ、引き続き介護予防活動等を実施できるように、段階的な活動指針の作成・周知に努めます。
- 感染症が発生した場合にあっても、健康を維持できるように、オンラインによる介護予防活動を支援します。
- 感染症の発生時に、介護事業所において必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築するため、事業継続計画（BCP）の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を引き続き促します。

### <活動指標>

評価指標	現状値	目標値
	令和4年度	令和8年度
避難確保計画の策定数	71件	増加
個別避難計画の策定数	44件	増加
活動指針の周知	—	実施
市指定の介護事業所における事業継続計画（BCP）の策定率	令和6年3月31日に策定されるため、未設定	100%



## 基本目標5 認知症との共生・予防

高齢化の進行とともに認知症高齢者も増加することが予測される中、令和5年6月に、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が制定されました。同法では、認知症の人が尊厳を保持しながら希望を持って暮らすことができるように、国や自治体が一体となって認知症施策に取り組んでいくことが定められています。

第9期計画においては、国が策定する認知症施策推進基本計画の内容も踏まえ、認知症予防を推進するとともに、認知症を発症しても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、本人、家族はもちろん、地域全体で認知症について正しく理解し、地域で見守り、支え合い、共生する地域づくりを推進します。

### <成果指標>

目指す姿	評価指標	現状値	目標値
		第8期計画	第9期計画
認知症を発症しても支え合いながら、共生できる体制が整っている。	認知症を発症しても在宅生活を続けていけると思う人の割合	—	新規調査のため未設定
	認知症に関する相談窓口の認知度	—	新規調査のため未設定
認知症予防や認知症の進行を緩やかにできる機会を提供できている。	初めて日常生活自立度Ⅱa以上の認定を受けた人の平均年齢	79.9歳	平均年齢の上昇

### ●「共生」と「予防」●

認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）において、「共生」と「予防」を次のように定義しています。

「共生」・・・認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる

●「予防」・・・「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」●

## 施策1 認知症との共生

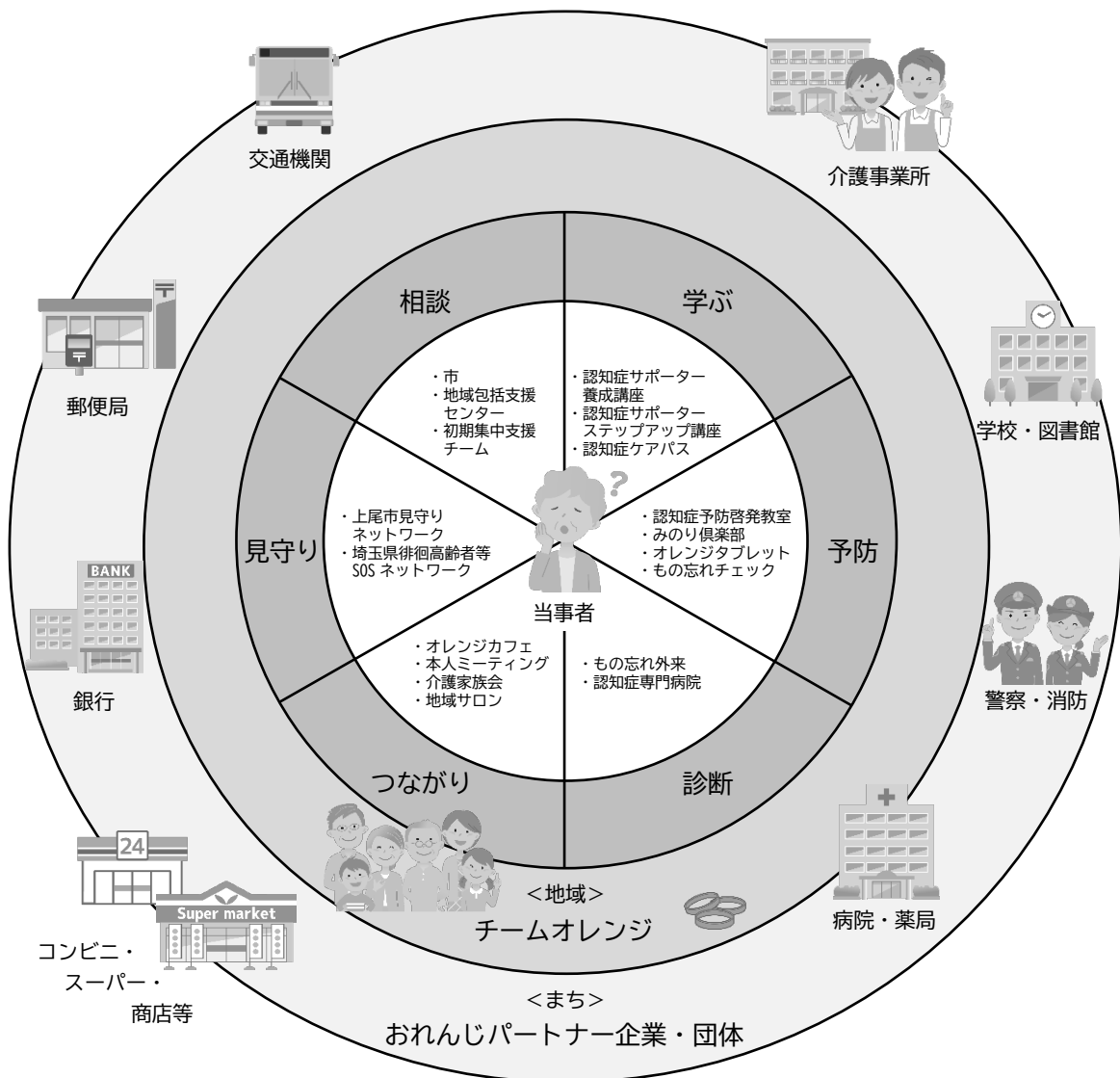
## — 重点 —

### 認知症に関する普及啓発

担当：高齢介護課

○認知症ケアパス（概要版）を認知症カフェで配布するほか、認知症サポーター養成講座・認知症サポーターステップアップ講座の実施による認知症サポーターの養成を行うことで、多くの方から認知症について正しい理解が得られるよう、普及啓発を行います。

■認知症施策のイメージ図



● 認知症施策や社会資源は多岐にわたることから、施策を6つの項目にわけて整理し、認知症のある人を中心に捉えた本市の認知症施策の体系図を作成しました。

● 本市では、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるように、地域全体で認知症について正しく理解し、見守り、支え合い、共生する地域づくりを目指しています。

## 地域での日常生活・家族支援の強化

担当：高齢介護課

- 認知症本人や家族向けの「オレンジカフェ」を開催し、認知症の人が自らの体験や希望、暮らしやすい地域のあり方について、発信・共有する場として「本人ミーティング」を実施していきます。また、認知症の人の家族が交流する活動を支援します。
- 認知症による徘徊行動がある人を在宅で介護する者の負担を軽減するため、徘徊高齢者等の探索サービスを提供するとともに、サービスの周知に努めます。【再掲】

## 認知症の人を支えるネットワークの充実

担当：障害福祉課、高齢介護課

- 認知症高齢者や若年性認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、地域の実情に依じて、医療機関や介護サービス事業所、地域の支援機関をつなぐ連携支援を行うなど、認知症の人やその家族への支援・相談業務等を横断的に行っていきます。
- 地域住民による見守り等の活動を広げるため、地域包括支援センターにオレンジコーディネーターを配置し、チームオレンジの立上げ・運営を支援します。

### <活動指標>

評価指標	現状値	目標値
	令和4年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座の参加者数	387人	増加
認知症サポーターステップアップ講座の参加者数	52人	増加
本人ミーティングの実施回数	4回	維持
認知症地域支援推進員会議の開催回数	6回	維持
チームオレンジの設置数	4箇所※	10箇所

※令和5年度から設置を開始したため令和5年10月1日現在の値

■用語解説

コ | ラ | ム

○認知症サポーター養成講座

認知症についての正しい知識や、つきあい方について、キャラバンメイト（所定の研修を受けた人で、認知症サポーター養成講座の講師役ができる人）が講義を行い、受講した人は、認知症の人を応援する認知症サポーターになります。

○認知症サポーターステップアップ講座

認知症サポーター養成講座を受講した認知症サポーターを対象に、認知症に対する知識をより深め、地域で認知症の人や家族のやりたいことを支援する活動（チームオレンジなど）に活かしてもらうための講座です。



○オレンジカフェ

認知症の人やその家族、友人、地域住民、介護や福祉の専門職などが、“認知症”をキーワードに自由に集い、情報交換や相互理解を深める場です。

○チームオレンジ

認知症サポーターステップアップ講座を受講した人（受講予定を含む）や認知症の人がチームを組み、認知症の人やその家族に対して支援する取組です。

○おれんじパートナー企業・団体

認知症の人にやさしい取り組みをする企業・団体を「おれんじパートナー企業・団体」として登録してもらう取組です。

施策2 認知症の予防

認知症の早期発見・早期対応

担当：高齢介護課

- 認知症の人やその疑いのある人、その家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームにて、アセスメントや身体・心理・精神的ケア、生活環境改善、家族支援等を集中的に行い、自立生活の支援を行っていきます。
- 認知症予防教室やイベントなど、様々な場面でスクリーニング検査を実施することで、認知症の早期発見に努めます。

認知症予防に関する普及啓発

担当：高齢介護課

- 認知症予防等について学ぶ「認知症予防啓発教室」や、簡単な読み書きや計算、軽体操、レクリエーションを通じ、脳の活性化を促す「みのり倶楽部」を開催することで、認知症予防に係る普及啓発を行います。

<活動指標>

評価指標	現状値	目標値
	令和4年度	令和8年度
認知症初期集中支援チームの対応件数	17件	増加
認知症予防啓発教室の参加者数	192人	増加
みのり倶楽部の参加者数	228人	増加
みのり倶楽部の支援ボランティア人数	57人	増加

## 基本目標6 権利擁護の推進

認知症高齢者や身近に親族等を持たない高齢者などが増加する中、本人の意思によらない契約や詐欺犯罪等の被害にあわず、安定した生活を送れるよう、適切に相談・支援できる体制を整備します。

また、近年、在宅における養護者（介護者）による虐待だけではなく、高齢者施設における養介護施設従事者等による虐待も増加傾向にあります。高齢者が尊厳を持って安心して生活ができるよう、高齢者虐待の未然防止や早期発見、早期対応に向けた取組を総合的に推進します。

### <成果指標>

目指す姿	評価指標	現状値	目標値
		第8期計画	第9期計画
虐待防止等の権利擁護意識が醸成されている。	虐待や消費者被害を受けていると感じる際に、相談できる相手がいる人の割合	—	新規調査のため未設定
成年後見制度が市民に認知され、制度の情報を提供できる環境が整っている。	成年後見制度について知っている人の割合	25.1%	割合の上昇
	成年後見制度を利用したいと思う人の割合	33.5%	割合の上昇

### 施策1 高齢者の権利擁護

#### 消費者被害の防止

担当：高齢介護課、消費生活センター、交通防犯課

- 高齢者を狙った消費者被害を未然に防ぐため、周知・啓発に努めます。
- 特殊詐欺対策機能付き電話機等の購入に係る費用を一部補助するなど、特殊詐欺被害防止に努めます。
- 地域の相談を受ける社会福祉協議会や民生委員との連携・協働を引き続き進めていきます。【再掲】
- 地域における高齢者の見守りは、民生委員、自治会及びボランティアのほか、民間サービス（配食サービスなど）や通いの場など多様な主体が担っており、今後も関係機関・団体と円滑な連携を図ります。【再掲】

## 高齢者虐待の防止

担当：高齢介護課

- 高齢者に最も身近で支援にあたる介護支援専門員や介護従事者等に対して、研修の実施等によって、虐待防止の取組や早期発見・早期対応の重要性を周知します。
- 高齢者虐待が発生した際に、迅速かつ適切に対応できるよう、対応マニュアルの整備・更新のほか、庁内外の連携を図ります。
- 介入が困難な事案や支援方針に迷う場面などにおいて、有識者や専門職から適切な助言が受けられる体制づくりを進めます。
- 事例検討会（高齢者虐待対応専門職会議）などによって、市職員や地域包括支援センター職員の資質向上を図ります。
- 家庭環境及び経済的理由等で、在宅生活が困難となっている高齢者を支援するため、養護老人ホームの機能保全に努めます。【再掲】

### <活動指標>

評価指標	現状値	目標値
	令和4年度	令和8年度
特殊詐欺対策機能付き電話機等の購入補助件数	40件	増加
養介護施設従事者に対する高齢者虐待防止研修の実施	実施	実施
高齢者虐待対応専門職会議の開催回数	6回	維持

## 施策2 成年後見制度の利用支援

### 成年後見制度の利用支援

担当：障害福祉課、高齢介護課

- 認知症や精神疾患等の理由によって、判断能力が不十分となった人で、本人や親族による成年後見制度開始の申立てができない人について、市長申立てにより、成年後見制度開始の審判請求を行うなど、成年後見制度利用を支援します。
- 経済的な理由で成年後見制度の利用に困難を抱える人を支援するため、成年後見人等報酬助成金を交付します。

### <活動指標>

評価指標	現状値	目標値
	令和4年度	令和8年度
市長申立て件数	8件	増加
成年後見人等報酬助成金交付件数	4件	増加

### 施策3 成年後見制度の利用促進

## 重点

#### 成年後見制度の普及・啓発

担当：障害福祉課、高齢介護課

- 行政や地域包括支援センター、基幹相談支援センターなどの一次相談窓口や権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関である上尾市成年後見センターが、チラシ等の配布や講演会等の開催により、成年後見制度の活用支援や普及啓発に努めます。

#### 相談体制の充実

担当：高齢介護課

- 後見等開始までの支援が必要な事案について、家庭裁判所への申立手続き支援として、初回相談や申立書類に関する相談、専門職相談等の継続的な相談支援を行います。
- 成年後見人等（親族など）からの相談に対し、助言を行うなど、包括的に支援します。

#### 担い手の確保・育成等の充実

担当：高齢介護課

- 成年後見人等の確保が困難なケースに対応するため、成年後見人や保佐人、補助人となる法人後見事業の活用や、市民後見人の養成等についても実施していきます。

#### 関係機関の連携・体制強化

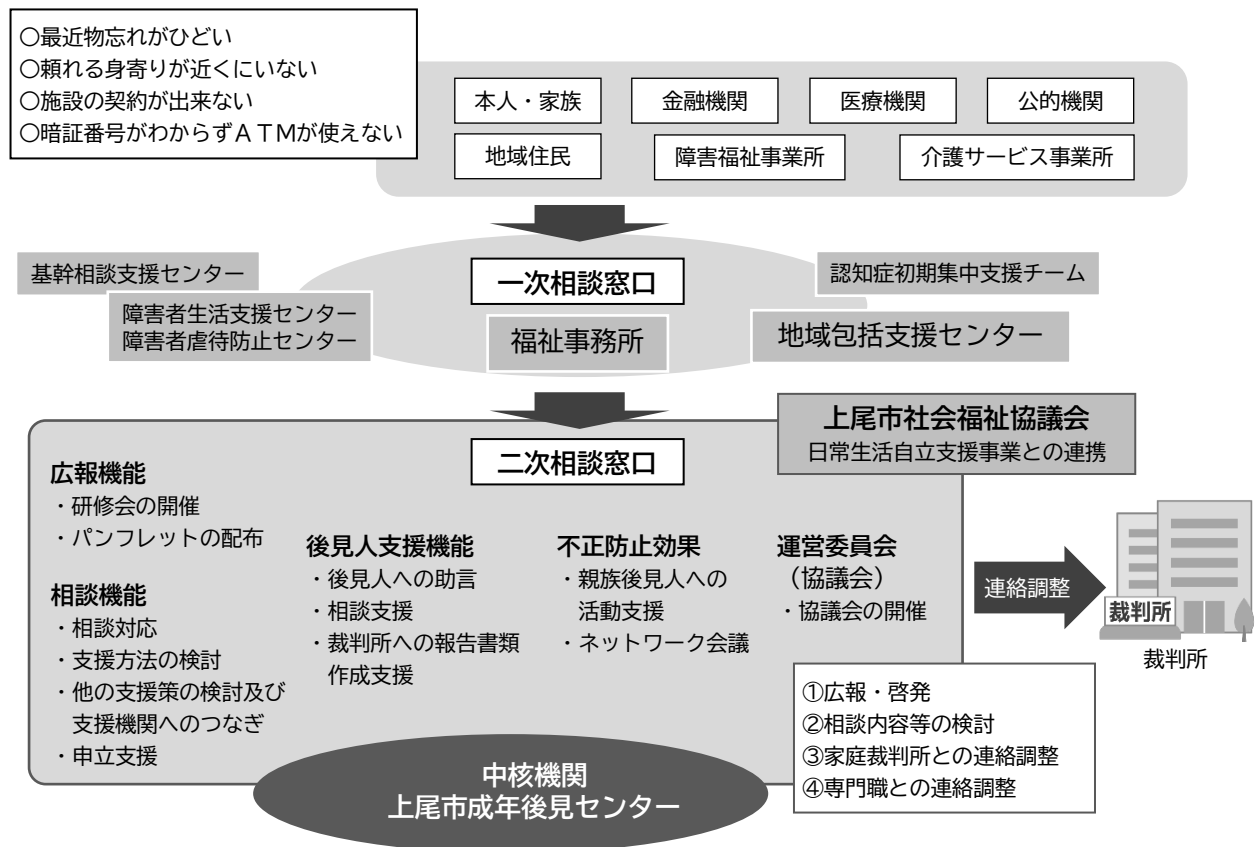
担当：障害福祉課、高齢介護課

- 成年後見制度を含む、地域の権利擁護に関する体制づくりについて話し合う協議会を開催し、関係機関との連携強化を図り、地域連携ネットワークの構築を目指します。
- 支援調整会議において、本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断を行い、利用者がメリットを実感できる適切な後見人等の選任が行われるよう支援に努めます。
- 上尾市社会福祉協議会では、認知症の人等、判断能力が不十分なために一人で生活していくには不安のある人を対象に、日常の金銭管理等をお手伝いする「日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）」を実施しており、連携を図っていきます。

<活動指標>

評価指標	現状値	目標値
	令和4年度	令和8年度
成年後見制度に係る講演会等の開催	実施	実施
上尾市成年後見センターへの相談件数	1,051件	増加
成年後見等の申立支援件数	延べ195件	増加
成年後見人等支援件数	延べ20件	増加
市民後見人養成研修の実施	—	実施
支援調整会議の開催回数	9回	増加

■本市における成年後見及び権利擁護支援等の相談体制の仕組み



一次相談窓口：行政や福祉、専門職団体など、身近な相談窓口

二次相談窓口：一次相談窓口のバックアップや地域連携ネットワークのコーディネートを担う



## 基本目標7 介護保険制度の適正運営

介護保険制度は、制度創設以来、65歳以上の被保険者数やサービス利用者数が増加し、高齢者の介護に無くてはならないものとして定着・発展しています。

介護が必要になったときに高齢者一人ひとりの生活環境や心身の状況に応じた介護サービスが受けられるよう、介護保険サービスの充実を図ります。

また、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みである介護保険制度が適切に運営できるよう、制度の普及啓発や介護給付の適正化に取り組むとともに、介護人材の確保・定着や資質の向上を図ります。

### <成果指標>

目指す姿	評価指標	現状値	目標値
		第8期計画	第9期計画
介護基盤整備計画に基づき、必要な介護保険施設が整備されている。	—	—	計画どおりの整備数
要介護認定が適正に行われている。	—	—	—
ケアマネジメントが適切に行われている。	—	—	—
業務効率化によって、介護職員の生産性が向上している。	介護現場の生産性が向上していると感じる事業所の割合	—	新規調査のため未設定
地域の介護保険事業の課題解決に向けた施策の進捗が管理できている。	介護保険事業に関する分析結果の公表	—	結果の公表
介護人材の確保・定着が図られ、安定的なサービス提供体制が整っている。	介護人材の不足を感じる事業者の割合	24.2%	割合の減少

### 施策1 介護サービス基盤の整備

#### 介護サービスの適切な整備

担当：高齢介護課

○基盤整備の方針のとおり実施します。(p81～p87)

### <活動指標>

評価指標	現状値	目標値
	令和4年度	令和8年度
(看護)小規模多機能型居宅介護事業所 整備数	7事業所	11事業所
認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 整備数	12施設	14施設
居宅介護支援事業所 整備数	55事業所	62事業所

## 施策2 要介護認定・給付の適正化

### 要介護認定の適正化

担当：高齢介護課

- 認定調査票の内容に不整合がないか全件点検を実施します。また、認定調査員の判断の差異が生じないように定期的な研修を行い、育成に努めます。
- 要介護認定業務の効率化を図るため、要介護認定を遅滞なく適正に実施するICTの活用を検討していきます。

### 介護給付の適正化

担当：高齢介護課

- ケアプラン点検の質の向上を図るため、介護支援専門員と共に確認検証しながら、「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組を支援します。
- 縦覧点検や医療情報との突合を実施し、請求内容の誤りや医療と介護の重複請求を早期に発見し、適切な処置を行えるよう、国保連合会の支援を受けながら、給付適正化を図ります。

#### <活動指標>

評価指標	現状値	目標値
	令和4年度	令和8年度
認定調査票の点検率	100%	100%
申請から要介護認定までの平均期間	40.7日	期間の短縮
ケアプランの点検実施件数	24件	30件
縦覧点検・医療情報との突合	100%	100%

### 施策3 円滑な事業運営の推進支援

#### 介護保険事業の質の向上・確保

担当：高齢介護課

- 保険者と事業所の連絡調整、事業所への情報提供等を行うとともに、集団指導、運営指導等を実施し、介護サービスの適正化や質の向上を図ります。
- 適切なケアプランが作成され、サービスの提供につなげることができるよう、事業者への情報提供の体制整備や事業者間の情報交換のための体制が確保されるように努めます。
- 介護支援専門員のスキルアップのため、ケアプラン作成指導等の支援について、研修会等を通じて実施します。
- サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホームは、多様な介護ニーズの受け皿となっている状況を踏まえ、その質の確保を図る観点から、未届の有料老人ホーム等を確認した場合は県に情報提供します。

#### 介護業務の効率化及び職場環境の向上を目指した取組の強化

担当：高齢介護課

- 市内介護事業所のほか、他市における業務効率化に資する先進事例をとりまとめ、事業所向けに周知します。
- 文書量の削減等、業務の効率化を図るため、給付や指定に係る申請の電子化を構築し、普及に向けた取組を進めます。
- 迅速な情報連携体制を構築するため、市と介護保険サービス事業所との情報共有サイトの立上げを検討します。
- 介護助手等の多様な人材の参入を促すために、介護職等機能分化に向けた取組を検討します。
- 介護職員が安心して働くことができるよう、ハラスメント対策を含む職場環境・労働環境の改善を図るため、全ての介護サービス事業者に、ハラスメント対策として必要な体制整備をするように推進します。
- 介護現場での安全性の確保及びリスクマネジメントを推進するため、事故があった場合の報告は、正確かつ迅速に行うよう指導するとともに、再発防止策が提出された際は、必要に応じて助言指導を実施します。

#### 介護保険制度の適切な利用の促進

担当：高齢介護課

- 介護保険制度への理解と適切な利用を促進するため、市民に対する普及啓発とサービス利用者に対する情報提供を行います。
- 介護サービスに係る負担額が過大であることを理由に、施設利用等を控えることを防ぐため、低所得者に対して、保険料区分に応じた負担額の一部を助成します。

<活動指標>

評価指標	現状値	目標値
	令和4年度	令和8年度
介護事業所への運営指導等の実施	実施	実施
先進事例の事業所向け周知回数	－	3回
介護保険制度周知パンフレットの配布部数	5,993部	増加

施策4 効果的な施策の立案と反映

P D C A サイクルの推進

担当：高齢介護課

○地域の特性に合った地域包括ケアシステム構築に向けて、有益な情報を広く共有（見える化）するため、国の地域包括ケア「見える化」システムなどを活用し、介護保険事業の情報提供に努めるとともに、本市の現状分析を随時行い、EBPMに基づき施策を検討していきます。

○介護予防・重度化防止等の各事業を効果的に進めるため、毎年度評価を行い、目指す姿との乖離が埋まっていない場合は、関連機関等との協議を通じて、より効果的な施策を検討するなど、次期計画への施策反映に生かします。

<活動指標>

評価指標	現状値	目標値
	令和4年度	令和8年度
地域分析・検討結果シートの作成	実施	実施

■ EBPMとは

コ | ラ | ム

EBPMとは、Evidence Based Policy Making の略で、「証拠にもとづく政策立案」と訳されます。厚生労働省によると、「我が国では、統計や業務データが十分に活用されず、往々にしてエピソードベース（たまたま見聞きした事例や経験）での政策立案が行われているとの指摘を受けている」とし、今後は、「①政策立案の前提となる事実認識②立案された政策とその効果を結びつけるロジック③政策のコストと効果の関係」の3つの取組が重要だと明示しています。

本計画では、活動指標（アウトプット）や成果指標（アウトカム）を定めていますが、これは②立案された政策とその効果を結びつけるロジックに該当する取組です。

今後の本市における介護保険の政策は、エピソードベースではなく証拠に基づいた立案を行い、費用対効果についても評価を行うことで、EBPMを推進していきます。

## 施策5 人材の確保・定着

## 重点

### 介護人材の参入促進支援

担当：高齢介護課

- 介護業務を希望する人に対して、介護入門的研修を実施するなど、介護事業所への参入促進に向けた取組を実施します。
- 外国人介護人材などの多様な人材を受け入れる介護事業所を支援します。
- 幅広い潜在介護人材の確保に向けて、介護職の魅力をPRする取組を検討します。
- 介護助手等の多様な人材の参入を促すために、介護職等機能分化に向けた取組を検討します。【再掲】

### 介護人材の資質向上支援

担当：高齢介護課

- 介護支援専門員への研修等、介護人材の資質向上を支援します。
- 高い専門性を備えた介護人材の充実を図るため、キャリアアップのための資格取得を支援します。

#### <活動指標>

評価指標	現状値	目標値
	令和4年度	令和8年度
介護入門的研修修了者数	18人	維持
外国人介護人材を雇用する事業所への支援件数	1件	増加
資格取得の支援件数	9件	維持

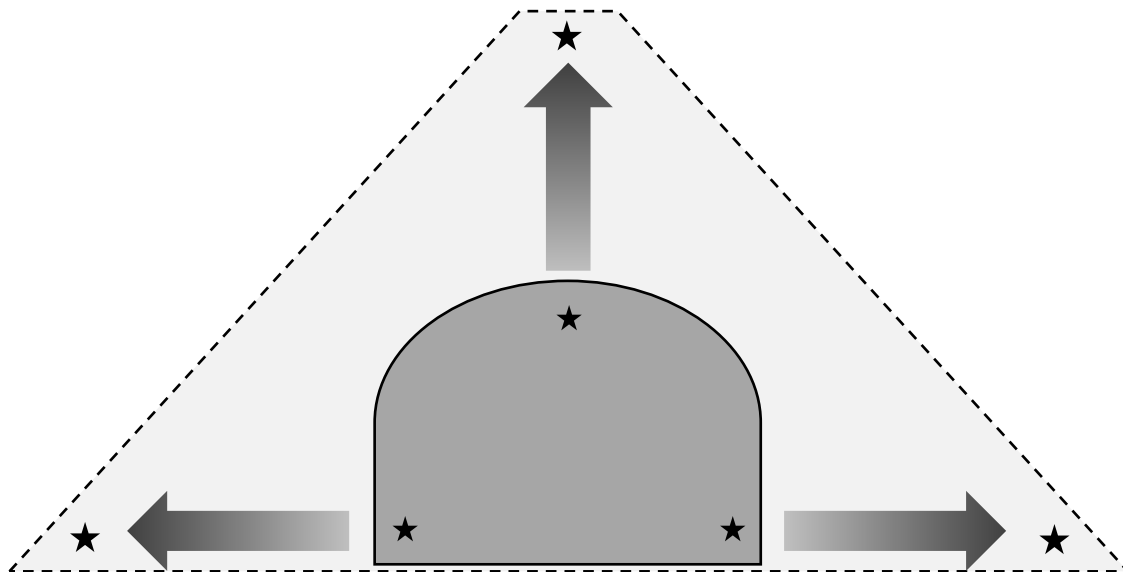
■介護人材施策のイメージ図

● 「まんじゅう型」：すそ野が狭く専門性や機能分化に乏しい

△ 「富士山型」：広いすそ野で高度な専門性や機能分化を実現する

介護人材の資質向上支援（山を高くする）

資格取得支援や生産性向上、職場環境の改善などの資質向上支援



多様な介護人材の参入促進支援（すそ野を広げる）

元気高齢者・外国人などの多様な介護人材の参入促進支援